

※ マイナ保険証・健康保険証の利用登録をした
マイナンバーカード



健康保険証は12月2日で終了！
医療機関の受診はマイナ保険証で簡単に



2025年12月2日以降、健康保険証は使用できません。

今回は、12月2日以降の「医療機関の受診方法」「健康保険証の取り扱い」を紹介します。

12月2日以降の医療機関の受診方法

マイナ保険証を持っている

カードリーダーで
カードの読み取りを!



※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。

マイナ保険証で受診することでメリットがあります!

① データに基づく治療が受けられます

お薬や診療の情報、健診結果を医師や薬剤師が確認できるので、正確な情報をもとに質のよい医療が受けられます。



② 高額な医療費の立替払いがなくなります

高額療養費制度の負担区分が

マイナ保険証で確認できるため、窓口での一時的な高額な自己負担がなくなります。



(ご注意ください) 更新しないとマイナ保険証が使えなくなります!!

マイナンバーカードには、マイナンバーカード自体の有効期限(10年)と、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限(5年)の2種類があります。有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途にお知らせ(有効期限通知書)が送付されます。お知らせが届いたら、必ず更新をお願いします。

マイナ保険証を持っていない

資格確認書を医療機関に提示

「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の配付について

健保から11月21日にグループ会社の健保担当部門に納品しています。

配付に関する問い合わせは、各グループ会社の健保担当部門(※)へお願いします。

※FF: 給事セ、FBグループ: SATO、それ以外の各社: 人事・総務担当等

12月2日以降の健康保険証の取り扱い

12月2日以降は、健康保険証は使用できないため、**健保への返却は必要ありません。**

- 健康保険証はご自身で破棄していただいて構いません。
- ご自身の健康保険の加入情報(記号・番号など)は、マイナポータルにログインし、「健康保険証」を選択すると確認することができます。